

さいたま市告示第1226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年7月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字大谷字八石1919番1、1919番5、1919番6、1919番7、
1919番8、1919番9、1919番10、1919番11、1919番12、
1919番13、1923番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市見沼区大字大谷1920番地
水野 哲夫

3 許可番号

令和8年3月26日

第開 - N2025129号

4 検査済証番号

令和8年7月24日

第完 - N2025129号